

# 小児在宅医療診療報酬の手引き第4版

## 令和2年度改定に際しての補遺版

令和2年度改定に際しての小児在宅医療における主な変更点

### 1. 医療的ケア児に関する学校医等への診療情報提供に関する評価の新設

主治医と学校医等との連携を推進し、医療的ケア児が安心して安全に学校に通うことができるように、主治医から学校医等への診療情報提供について、「診療情報提供料（I）」の算定が可能となった。対象となる学校は、小学校、中学校、特別支援学校の小学部と中学部などである。診療状況を示す文書を添えて、学校生活を送るにあたり必要な情報と、看護職員が実施する医療的ケアについて学校医等が指導や助言を行う際に必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定できる。

なお、「学校医等」とは、学校医または医療的ケアについて助言や指導を行うために委嘱する医師を指す、とされており、診療情報提供書を作成する医師と同一の場合には算定不可である。

実際の運用としては、学校医等の所属する医療機関宛ではなく、学校宛とされることが望ましいと考えられ、文部科学省初等中等教育局長通知「元文科初第1708号（令和2年3月16日発）」の「別添2」には参考様式として巻末のような診療情報提供書のひな形が添付されている。しかし、記載する医師が学校医の名前を知らない場合にどうするか、原本を学校と学校医所属の医療機関のどちらに保管するか、など、運用の詳細について本原稿を作成の時点では詳細は明確になっていない。

#### **※ 診療情報提供料（I） 250点**

##### **【学校宛での算定要件】**

1. 当該患者が通学する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部もしくは中学部の学校医等に対して行う。
2. 診療状況を示す文書を添えて、学校生活を送るにあたり必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定する。
3. 看護職員が学校で実施する診療の補助に係る行為について、学校医等が指導・助言等をおこなうにあたり必要な診療情報を提供した場合に算定する。

### 2. 小児の在宅呼吸管理における材料の評価の新設

質の高い在宅医療を確保する観点から、小児の在宅人工呼吸管理等における実態を踏まえ、6歳未満の乳幼児の呼吸管理に用いられる材料について、評価が新設された。

#### **※ 乳幼児呼吸管理材料加算 1,500点**

##### **【算定要件】**

6歳未満の乳幼児に対して、区分番号C103在宅酸素療法指導管理料、C107在宅人工呼吸指導管理料、C107-2在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料、のいずれかを算定する場合には、3ヶ月に3回に限り加算する。なお、条件として、専用の経皮的動脈血酸素飽和度測定器その他附属品を貸与または支給した場合に限られ、診療報酬明細書の摘要欄に貸与または支給した機器等の名称及びその数量を記載する必要がある。

### 3. 電話等再診による診療情報提供料 (I) 算定が可能に

電話等による再診の際に、治療上の必要性から他の医療機関への受診を指示した上で、同日に必要な診療情報を文書で提供した場合に、「診療情報提供料 (I)」が算定可能となった。

#### **※ 診療情報提供料 (I) 250 点**

##### **【電話等再診での算定要件】**

急病等で、患者または看護にあたっている者から連絡を受け、治療上の必要性から、休日または夜間における救急医療の確保のために診療を行っていると思われる保険医療機関(以下のイ～ハ)の受診を指示した上で、同日に診療情報の提供を行った場合について、診療情報提供料 (I) を算定可能とする。

(イ) 地域医療支援病院

(ロ) 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院または救急診療所

(ハ) 「救急医療対策の整備事業について」に規定された病院群輪番制病院、病院群輪番制に参加している有床診療所または共同利用型病院

### 4. 2 力以上の医療機関からの訪問診療が 6 月を越えて可能に

これまでは、複数の医療機関による訪問診療を行う場合に、主治医として定期的に訪問診療を行う医療機関からの求めを受けて、他の医療機関が訪問診療を行った場合に、求めがあった日を含む月から 6 月に限り「訪問診療料 (I) 2」が月 1 回に限り算定できることとなっていた。今回の改定では、主治医との間で情報共有し、主治医がその診療状況を把握した上で医学的に必要と判断した場合には、6 月を越えて算定できることとなった。

#### **※ 在宅患者訪問診療料 (I) 2 844 点**

##### **【6 月を越えて算定可能となる要件】**

その診療科の医師でなければ困難な診療、または既に診療した傷病やその関連疾患とは明らかに異なる傷病に対する診療の求めが、主治医として訪問診療を行っている医療機関から新たにあった場合。診療報酬明細書の摘要欄に、継続的な訪問診療の必要性について記載しなければならない。

### 5. 訪問診療時に超音波検査を行った場合の評価の新設

訪問診療時に超音波検査(心臓超音波検査を除く)を行った場合には、その内容にかかわらず、400 点を算定する。これまでは訪問診療時にも部位に応じた点数の算定が可能であったが、実質的に減点された形になる。

#### **※ 断層撮影法(心臓超音波検査を除く)イ 訪問診療時に行った場合 400 点**

##### **【算定要件】**

C001 在宅患者訪問診療料 (I) または C001-2 在宅患者訪問診療料 (II)を算定した日と同一日に、患家等で断層撮影法(心臓超音波検査を除く)を行った場合は、部位にかかわらず、月 1 回に限り算定する。

なお、往診の際や、自院に来院した際に行った場合には、それぞれの部位に応じた点数の算定が可能である。

### 6. オンライン在宅管理料の規制緩和

□今まで在宅時医学総合管理料を算定しており、月 1 回の訪問診療を行っている場合のみオンライン在宅管理料が算定できていたのが、今回の改定で月 2 回以上の訪問診療を行っ

ている場合であっても、訪問診療を実施した日以外の日にはオンライン診療による医学管理を実施した場合に100点が算定できるようになった。オンラインで処方もできるが、在医総管では薬剤に関するものはマルメになっているので点数の増額はない。ただし、薬局に診療情報提供を行う場合には、「診療情報提供料(I)」は算定できる。

#### 7. 在宅患者訪問診療料 (I) が増点 (令和元年度改定)

令和元年の消費税増税時より、在宅患者訪問診療料 (I) が833点から888点に増点されている。

小児在宅医療診療報酬の手引き 第4版 補遺版

令和2年6月 発行

編集：大阪小児科医会プライマリ・ケア部会 在宅小児医療委員会  
大阪小児科医会医業経営部会

発刊：一般社団法人 大阪小児科医会  
〒543-0051 大阪市天王寺区清水谷町 8-15 清水谷ビッグビル2階  
TEL(06)6761-7613 FAX(06)6761-7682  
<http://www.osk-pa.or.jp/>

(別紙様式14)

令和 年 月 日

情報提供先学校名 \_\_\_\_\_

学校医等 \_\_\_\_\_ 殿

紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号

医師名 \_\_\_\_\_

印

患児の氏名	男・女 平成・令和 年 月 日生
患児の住所	電話番号
傷病名	その他の傷病名
病状、既往歴、 治療状況等	
日常生活に必要な 医療的ケアの状況 (使用している医療機器等 の状況を含む)	
学校生活上の 留意事項	
その他	

- \*備考 1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。  
2. わかりやすく記入すること。  
3. 必要がある場合には、家庭環境等についても記載すること。